

# 令和3年8月 札幌市国民健康保険運営協議会（書面会議） 議題等説明要旨

## 【 議題案件 】

### 議題1：令和2年度国民健康保険会計決算について

#### P.1 上段 決算

令和2年度の決算は歳入が1,814.4億円、歳出が1,785.5億円です。歳入と歳出の差は28.9億円となり、これは国民健康保険支払準備基金に積み立っています。

なお、歳入・歳出の予決差の額やその主な理由などは別紙を参照ください。

#### P.1 下段 基金

令和2年度の期首残高は49.1億円であり、保険給付費の返還等のための取り崩し額10.1億円を引き、前述の歳入と歳出の差28.9億円を加算すると、令和2年度の期末残高は67.9億円となります。

なお、令和3年度においては、所得割の負担軽減等に16.1億円を取り崩す予定ですので、期末残高は51.8億円となる見込みです。

#### P.4 重点取組

##### 1. 医療費適正化事業・保健事業

令和2年度の主な変更点としては、①のレセプト二次点検について、委託先の民間事業者から国保連合会としたこと、⑤の適正服薬推進事業を業務委託により開始したことがあげられます。

##### 2. 保険料収納対策

令和2年度の収納率は、現年度分が対前年0.10ポイントの増、滞納繰越分が0.72ポイントの減、現年度・滞納繰越合計が0.22ポイントの増となりました。

保険証の交付状況について、短期証交付世帯は、令和2年度の要綱改正により交付要件を見直したことなどの理由により、交付件数が0件となりました。資格証交付世帯は、滞納解消や市外転出などに伴い減少しています。

滞納処分の状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べ件数・金額共に約半減となりました。これは、差押にあたって、コロナ関連の給付金や支援金等の入金状況を考慮しなければならないなどの複合的な要因があったことによるものです。

## 【 報告案件 】

### 報告 1 : 令和 3 年度 国民健康保険料の保険料率の決定について

令和 3 年度については、基金活用による所得割の負担軽減策などにより、令和 2 年度と比較すると「報告 1」の 2 ページ目のとおり、全ての階層で保険料が減少しております。

### 報告 2 : 新型コロナウイルス感染症への対応について

令和 2 年度、札幌市国民健康保険制度では、新型コロナウイルス感染症への対応として「傷病手当金」と「保険料減免（コロナ特例）」を国の財政支援のもと実施したところです。

また、これらの制度については、令和 3 年度においても国の財政支援が継続されることから、札幌市においても引き続き実施することといたしました。制度概要及び令和 2 年度実績については資料によりご確認ください。

### 報告 3 : 北海道国民健康保険運営方針改定の概要について

平成 30 年の国保の都道府県単位化に先立ち、平成 29 年 8 月、北海道は道内国保全体の運営の考え方を「運営方針」にまとめました。この方針は 3 年ごとに見直しをすることとされていましたが、令和 2 年 12 月、初めての見直し（改定）が行われていますので情報提供いたします。

当初の方針と大きく変わったのは、令和 12 年度までに統一保険料率（＝同じ所得であれば、道内どこに住んでいても同じ保険料とする考え方）を目指すことが明記されたことです。

都道府県単位化前まで、国保は市町村ごとに運営されていたため、現在も市町村によって収支状況、収納率、市民負担の考え方、サービス水準などに違いがあります。道内で統一保険料率を目指すためには、この違いを可能な限り圧縮していく必要があります。

具体的な統一方法は、今後検討していくこととなっておりますが、このことによって将来的には札幌市の国保加入者に様々な影響もあると予想される場所です。

なお、北海道国民健康保険運営方針については、北海道の HP に全文が掲載されていますので、そちらもご参照ください。

#### 【北海道 HP】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kki/kokuhouneihoushin.htm>

#### **報告 4 : 令和 3 年度補正予算について**

令和 3 年度の第 5 回臨時市議会にて議決された補正予算は、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免に係る事務費 2,900 万円と税制改正に対応するためのシステム改修費 2,900 万円の合計 5,800 万円となっております。

#### **報告 5 : 職員の不適切な事務処理に伴う国民健康保険事業における国交付金の一部返還について**

令和元年度（2019 年度）および令和 2 年度（2020 年度）の国交付金の一部（保険者努力支援制度における重複・多剤投与者への取り組み）について、職員の職務懈怠に端を発した虚偽報告（未実施のものを実施と記載した）に基づく誤った実績報告書を国へ提出し、不適切に交付金を受けていたことから、その返還が必要となったものです。

市民の皆さまの信頼を大きく損ねたことにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことがないように再発防止に努めてまいります。